

平成 26 年第 2 回小城市議会定例会提案理由

(平成 26 年 6 月 6 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 26 年第 2 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 33 号から議案第 35 号までの専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 33 号 小城市税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、小城市税条例の一部を改正したものでございます。

改正の内容でございますが、建築物の耐震改修について固定資産税の減額の適用を受けようとする者の申告を耐震改修完了後 3 か月以内とするもののほか、税の負担軽減措置としまして、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限が平成 26 年度までであったものを平成 29 年度まで 3 年間延長するもの等でございます。

これらを規定した地方税法等の一部を改正する法律

が、施行されることに伴い、小城市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次に、議案第 34 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部が改正されたことにより、小城市国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

改正の内容でございますが、保険税の課税限度額の引き上げと低所得者の保険税の軽減を拡充するものでございます。

次に、議案第 35 号 平成 25 年度小城市一般会計補正予算（第 6 号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 387 万 1 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 209 億 9,965 万 8 千円といたしましたものでございます。

補正の内容は、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税等の額の確定並びに使用料及び手数料を歳出予算において、減債基金及び公共施設整備基金への積立金として計上したものでございます。

以上の 3 議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告

し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の西村^{にしむら}俊治^{としはる}氏が平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法の規定により後任の人権擁護委員として再度推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の貝原^{かいはら}三保^{さぶやす}氏が平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法の規定により後任の人権擁護委員として持永^{もちなが}逸子^{いつこ}氏を推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第36号 小城市固定資産評価員の選任についてでございますが、4月の人事異動により前任の評価員が辞任したため、後任の評価員を選任いたしたく地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第37号 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、これは地方税法の一部が改正されること等に伴い、条例の一部を改正するものでござ

います。

改正の内容でございますが、法人市民税の法人税割について、これまで標準税率により「100分の12.3」としておりましたものを、改正後の制限税率を導入し、「100分の12.1」にいたすもののほか、公的年金から徴収する個人住民税の特別徴収について、不均衡を平準化するために算定方法の改正を行うもの、また、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について、その区分に応じ、現行の「約1.5倍」又は「約1.25倍」に引き上げるもの等について改正するものでございます。

次に、議案第38号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、税制改正で金融所得課税の一体化が図られたため条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第39号 小城市育英事業資金貸付基金条例の一部を改正する条例でございますが、小城市育英事業貸付基金の一部を返還免除するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第40号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございますが、伊万里・有田消防組合を佐賀県市町総合事務組合へ加入させ、議会の議員その他非常勤の

地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、規約の変更が必要であり、地方自治法第 290 条の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 41 号 天山地区共同環境組合の設立についてでございますが、多久市とごみ処理施設の設置、維持管理及び運営並びに一般廃棄物（家庭ごみ）の収集及び運搬に関する事務を共同処理するため、一部事務組合を設立するもので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案につきましてご説明申し上げます。

議案第 42 号 平成 26 年度小城市一般会計補正予算（第 1 号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 1,385 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 208 億 2,825 万円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、中心市街地活性化事業（仮称）まちなか市民交流プラザ建設分の総額と年割額を変更するものでございます。

第 3 表 地方債補正は、社会資本整備総合交付金事

業（小城中心市街地地区）及び道路新設改良事業の借入限度額を変更するとともに、社会資本整備総合交付金事業（橋りょう点検）を廃止するものでございます。

補正の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、第2款 **総務費**では、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るため「一般コミュニティ助成事業」などの経費を計上しております。

第3款 **民生費**では、民間の保育園の受入れ数を増やすための施設整備事業補助金として「保育所等緊急整備事業」などを計上いたしております。

第6款 **農林水産業費**では、畜産農家の生産コストを低減し経営の安定を図るために「さが肥育素牛・自給飼料生産拡大施設等整備事業」などを計上いたしております。

第7款 **商工費**では、「（仮称）まちなか市民交流プラザ等整備事業」などを計上いたしております。

第8款 **土木費**では、県道江北芦刈線開通に伴う交通量増加に対応するため「市道蒲原・永田線改良事業」のほか、「市営住宅建替事業」などを計上いたしております。

第9款 **消防費**では、地域の防災力の向上を図るため「消防団員確保対策事業」などを計上いたしております。

第10款 **教育費**では、障害や発達課題のある子ども

に対して、個別の支援計画に基づく生涯にわたる一貫した支援システムの構築を図る「三日月小学校発達障害早期支援研究事業」や「三日月中学校発達障害早期支援研究事業」のほか「中林梧竹^{ちんこくのやま}鎮國之山銅碑移設事業」などを計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入の主なものは、諸収入、各種事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債の増のほか、財源調整のための財政調整基金繰入金などによるものでございます。

次に、議案第 43 号の専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 43 号 平成 26 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 5,628 万 9 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 56 億 9,276 万 5 千円といたしたものでございます。

補正の内容は、平成 25 年度小城市国民健康保険特別会計の決算で歳入が不足することから、平成 26 年度の歳入から繰り上げて充用するものでございます。

この議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、5 月 30 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げます。

まず、報告第1号 平成25年度小城市一般会計継続費繰越計算書でございますが、観光施設整備事業から芦刈小学校改築事業の4事業について、平成25年度内に支出が終わらなかった、1億2,952万5,849円を平成26年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

報告第2号 平成25年度小城市一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、平成25年度の補正予算第1号、4号及び第5号でご承認いただきました、市勢要覧制作事業から道路橋りょう災害復旧事業までの全17事業の総額6億8,110万9千円を平成26年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第3号 平成25年度小城市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

公共下水道事業費の三日月、芦刈及び小城処理区事業費の繰越明許費につきましては、平成25年度小城市下水道特別会計補正予算第4号において、ご承認頂いたものでございます。以上の3事業につきまして、平

成 26 年度に支払う予定となる額を、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

繰越額につきましては、三日月処理区事業費 4,030 万円、芦刈処理区事業費 8,180 万円、小城処理区事業費 9,300 万円をそれぞれ繰り越すものでございます。

次に、報告第 4 号平成 25 年度一般財団法人小城市体育協会の経営状況についてでございますが、本報告は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づくものでございます。

平成 25 年 4 月 1 日に財団法人から一般財団法人へ移行設立された当協会の平成 25 年度の事業につきましては、「市民スポーツ活動の充実」、「競技力向上の推進」、「協会組織の体制強化」の 3 つの基本方針を掲げ、小城市や加盟団体等との連携のもと、スポーツ活動の普及及び振興、並びに競技力の向上に努められました。

昨年度は、第 66 回県民体育大会において、3 年連続総合第 4 位という結果を残し、2 月に行われた第 54 回県内一周駅伝大会におきましては、2 年連続 3 回目の総合優勝という輝かしい結果を残すことができております。

財団の収支状況でございますが、収入に関しましては事業収益、補助金等など、合計 9,650 万 636 円となっております。また、支出に関しましては、選手派遣

費などの事業費、並びに事務局運営費を含む管理費などで、合計 9,503 万 3,149 円となっております。

平成 25 年度の増減額は 146 万 7,487 円の増で、期末残高は 1,125 万 5,235 円となっております。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。